

子どもを性暴力被害から守るために

～考えよう 子どもの人権～



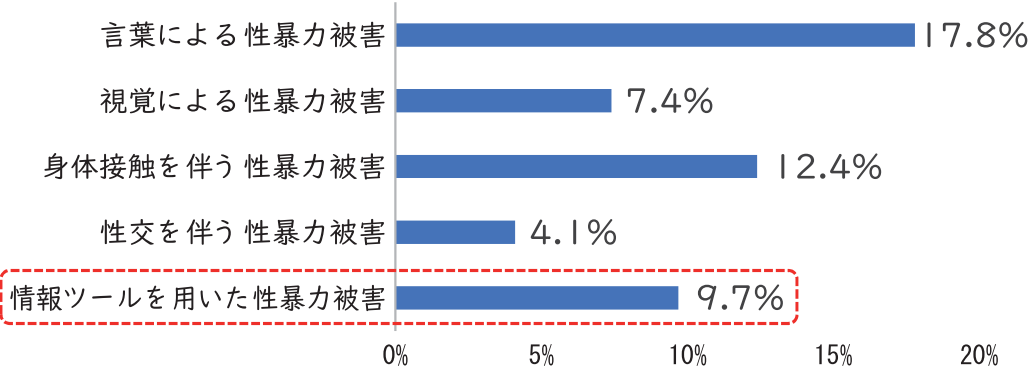
令和5年度 人権に関する児童生徒の作品ポスター（長尾美波さん 鳴門高等学校）

徳島県教育委員会では、誰もが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするために「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。この資料は、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え方や、自分と相手、一人一人を大切にする教育の推進について、理解を深めていただくために作成しました。学校をはじめPTAや社会教育の場で活用されることを願っています。

○ 子どもが被害に遭う性暴力の現状

- 内閣府が若年層（16～24歳）を対象に行った性暴力被害調査から、
- ・ **4人に1人以上**が何らかの性暴力被害に遭っていること
 - ・ **インターネットやSNS・スマートフォンなど情報ツール**を用いた性暴力被害者の約半数が高校生であること
 - ・ **加害者の多くは身近な人**であること
- などの実態が明らかになりました。

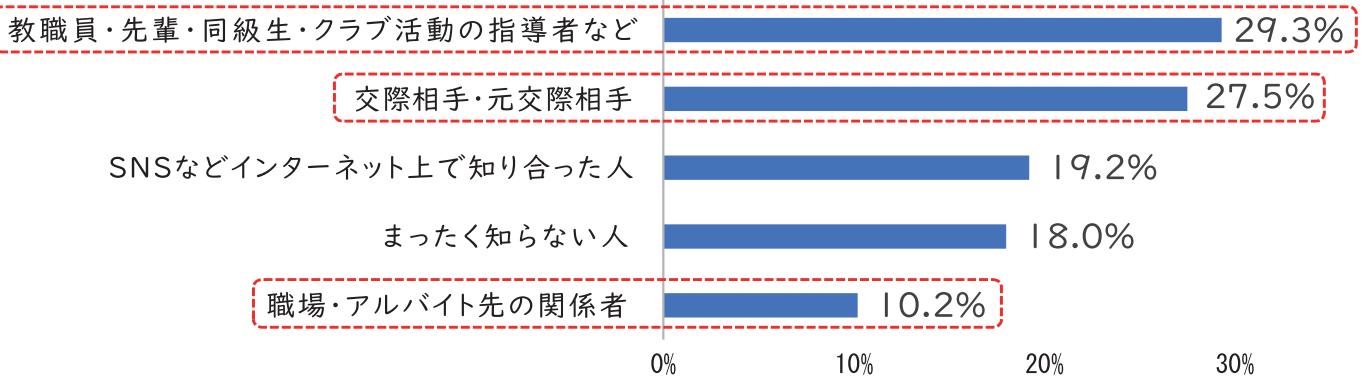
若年層（16～24歳）の性暴力の遭遇率（複数回答）



大人が性的な目的で子どもに近づき、親しくなる行為である「グルーミング」による被害も増えています。

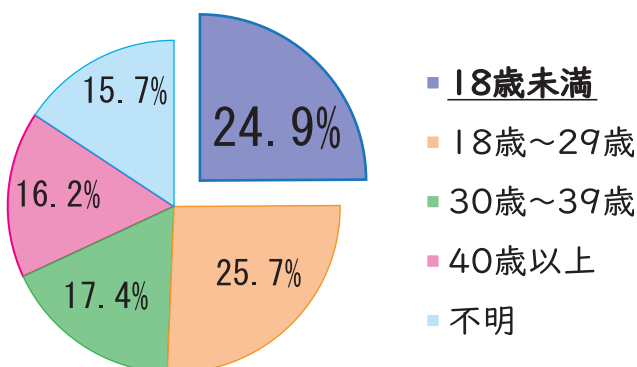
『若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果』報告書（内閣府男女共同参画局）令和4年3月」より

性交を伴う性暴力被害について加害者との関係 主な項目（複数回答）



『若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果』報告書（内閣府男女共同参画局）令和4年3月」より

徳島県における性暴力被害の相談状況



徳島県性暴力被害者センター「よりそいの樹とくしま」が受け付けた相談のうち、およそ**4人に1人が18歳未満の者**からです。



「徳島県性暴力被害者支援センターよりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）の相談状況（平成28年7月1日～令和5年3月31日）」より

○ 本人が望まない性的なことはすべて性暴力！

子どもの性暴力被害とは

- 下着姿や裸の写真をスマートフォンで撮られた、SNSで送るよう強要された
- 着替え、トイレ、入浴をのぞかれた
- 抱きつかれた、キスされた
- 服を脱がされた
- 痴漢に遭った など



様々な被害の種類

- ・ SNSを利用した性暴力
- ・ 交際相手からの性暴力（デートDV）
- ・ アルバイトを通じた性暴力
- ・ 子ども間の性暴力
- ・ きょうだい間の性暴力
- ・ 身近な大人（親を含む）からの性暴力 など

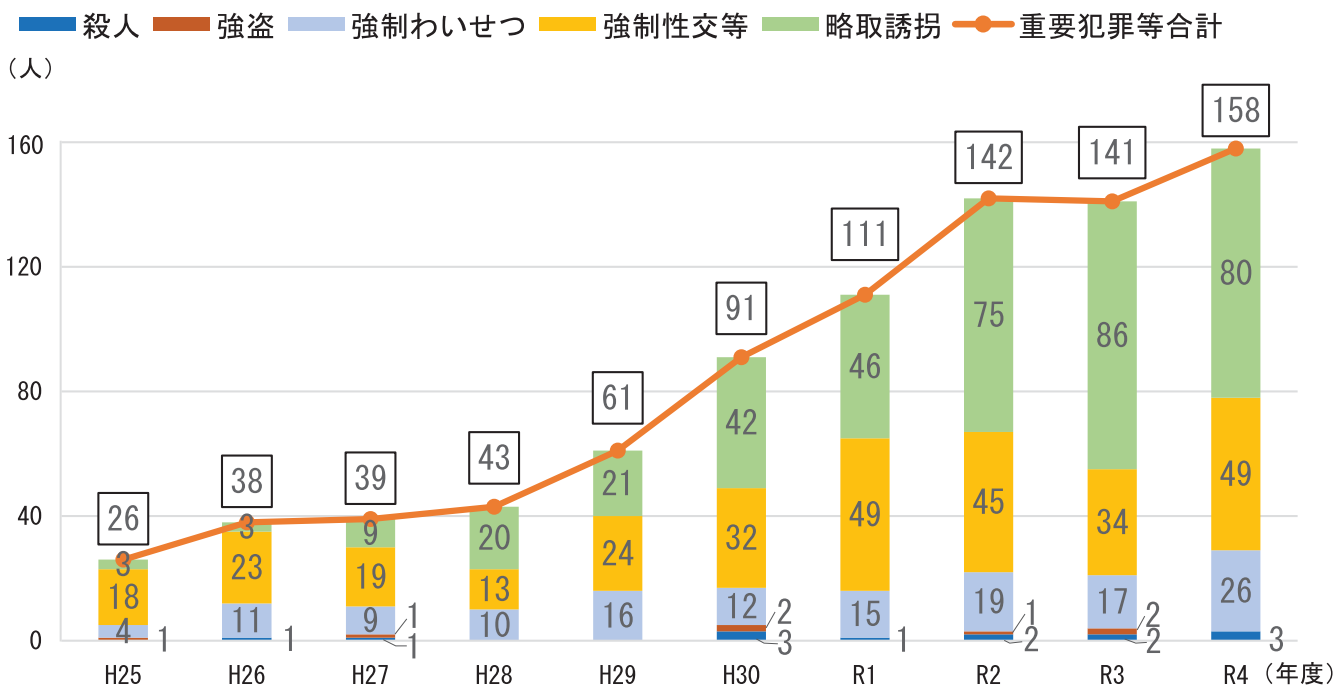
年齢・性別に関わらず、誰でも被害者となりえます。



○ 被害の実態から考えましょう

子どもが SNSを通じて面識のない人と知り合い、性犯罪・性暴力被害に遭うケースが急増しています。

SNSに起因する事犯に係る重要犯罪等の被害児童数の推移



※SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む。
 ※「児童」「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況（警察庁生活安全局人身安全・少年課） 令和5年3月」より

SNSに起因する被害が増えているのはなぜか、考えてみましょう。

○ 子どもの性暴力被害は気づきにくい

被害の特徴

- 人目につかないところで行われる
- 目に見える証拠が残りにくい
- 自分が被害を受けている認識が子どもにない など



子どもが被害を打ち明けにくい理由

- 何をされたのかよく分からない
- 誰に、何を、どう話していいのかわからない
- 加害者から口止めされたり、脅されたりしている
- 自分にも悪いところがあったかもしれない
- 被害に遭ったことを話すのが恥ずかしい
- 話したら叱られるかもしれない
- 家族など大切な人に打ち明けて、悲しませたくないなどが考えられます

○ 子どもの変化に早く気付くことが大切です

性暴力被害により、子どもは問題行動とも取れるサインを示すことがあります。「どうしてこんな言動をするのか?」と、行動の原因を考えることが、子どもへの理解や適切な対応につながります。

性暴力被害を受けたときに子どもが見せるサイン

からだの
変化

体調不良(頭痛、腹痛、吐き気、発熱、倦怠感など)が見られる
性器の痛みやかゆみを訴える など

こころの
変化

過剰に甘えようとする
情緒不安定になる など

行動面の
変化

過剰な性的言動が目立つ
性的なことを避ける など

被害による動揺や傷つきから、心身の不調や行動の変化が起こります。

○ 子どもが性暴力被害に遭ったときの対応

子どもが性暴力被害に遭ったという事実は受け入れがたく、信じられない気持ちになるのは当然のことです。事実を知ったとき、あなたは、どのように子どもから話を聞くか、考えてみましょう。

子どもの話を適切に聞くポイント

- ① プライバシーが守られ、子どもが安心できる場所と時間をつくる。
- ② 子どもが話す事実を受け止める。

子どもが話したことを否定したり、責めたりしない。
話したがないときは、根掘り葉掘り聞かない。
誘導的な質問はしない。

- ③ 感情的にならないよう気を付ける。
- ④ 「話してくれてありがとう。あなたは悪くない。」と伝える。

あなたは悪くありません。

子どもの回復には、気持ちに寄り添った大人のサポートが必要です!



○ 日頃から子どもに伝えておくこと



いざというとき性暴力から自分の身を守ることができるよう、普段から子どもにどのようなことを伝えたらよいのでしょうか？

お子さんには、次のメッセージを繰り返し、しっかり伝えましょう。

- 水着で隠れる部分（プライベートゾーン）は見せない、触らせないこと。
- イヤな触られ方をされそうなときは、「イヤだ」「やめて」と言っていること。
- イヤなことをされたら、すぐに大人に相談すること。
- 自分は大切に扱われるべきで、相手も自分のように大切に扱われるべき存在であること。



SNSやスマートフォンを利用した性被害から子どもを守るため、普段から子どもとどのような会話をすればよいのでしょうか。

お子さんと、次の点を一緒にチェックしてみましょう。

- 知らない人とSNSやメール、写真のやりとりをしていないか。
- 個人を特定される情報を書き込んではいないか。
- どんな理由でも裸や下着姿の写真を撮らない、撮らせないよう、伝えているか。



「自分のからだところは、大切な自分自身のものです」
と、繰り返し伝えましょう。

○ 「生命(いのち)の安全教育」について

子どもを性被害・性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための教育です。徳島県では令和3年度から実践研究に取り組み、令和5年度から全ての学校で推進しています。

【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【特別支援教育】

- ・小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。



○ 性犯罪が厳罰化されました！

◆ 改正刑法施行（R5.7.13）

「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」に改正

- ・意思に反した（イヤと思う、イヤと言う、イヤをつらぬくこと、などが難しい状況での）性的行為を処罰
- ・原因となる項目を「暴行」「脅迫」「心身の障がい」「虐待や恐怖」「フリーズ状態※」「立場による影響力」などと規定
- ・公訴時効を5年延長
- ・相手が13歳未満の子ども、又は相手が13歳以上16歳未満の子どもで行為者が5歳以上年長の場合は、イヤかどうかにかかわらず「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」が成立

※ 予想外の出来事に直面して体が動かなくなる状態

「面会要求等罪」を新設

- ・16歳未満の子どもに対し、わいせつ目的で、うそをついたり、お金やものをあげると言って会うことを要求することや、その要求の結果わいせつ目的で会うこと
- ・性的な画像を撮影して送信することを要求することなどを処罰

◆ 性的姿態撮影等処罰法施行（R5.7.13）

- ・性的な部位を盗撮したり、画像を提供したりする行為を処罰



詳細は法務省ホームページ参照

○ 性犯罪・性暴力に関する相談窓口

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかと思った場合は、

迷わず相談してください。

● 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「よりそいの樹とくしま」

※24時間受付

無料 ☎ #8891（はやくワンストップ）



● 性暴力に関するSNS（チャット）相談

「Cure time（キュアタイム）」（内閣府）

※17～21時受付



● 24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）

※24時間受付

無料 ☎ 0120-0-78310（なやみいおう）



● 性犯罪被害相談（警察）

※24時間受付

無料 ☎ #8103（ハートさん）



令和5年度

「やさしさつながるほっとHOTメッセージ」
（今津怜香さん 小松島西高等学校）

参考：こどもを性被害から守るために周囲の大人ができること（政府広報オンライン 2023年12月8日）
こどもたちのためにできること～性被害を受けたこどもの理解と支援～（内閣府・こども家庭庁）
性犯罪関係の法改正等 Q&A、知っておこう！性犯罪についての法律ってどんなもの？（法務省）
あなたは気づいていないかも!?（警察庁）

徳島県教育委員会人権教育課

■ 電話：088-621-3152

■ E-Mail：jinkenkyouikuka@pref.tokushima.jp

令和6年2月発行